

COPY

許可番号 第01250004473号

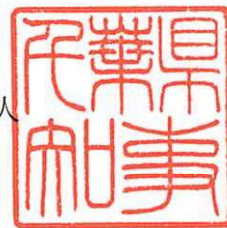
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県袖ヶ浦市長浦拓1号30-2

氏 名 エコシステム千葉 株式会社
代表取締役 大池 秀和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和7年7月11日

許可の有効年月日 令和12年5月23日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
エ 特定有害産業廃棄物（廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成17年5月24日 新規許可

令和7年7月11日 更新許可

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

（以下余白）

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
カルシウム又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
鉛又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
有機燐化合物	—	—	—	—	○	○	○
六価クロム化合物	—	—	—	—	○	○	○
砒素又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
シアン化合物	—	—	—	—	○	○	○
PCB	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
ジクロロメタン	—	—	—	○	○	○	○
四塩化炭素	—	—	—	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	○	○	○	○
チウラム	—	—	—	—	○	○	○
シマジン	—	—	—	—	○	○	○
チオベンカルブ	—	—	—	—	○	○	○
ベンゼン	—	—	—	○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
ダイオキシン類	—	—	—	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—

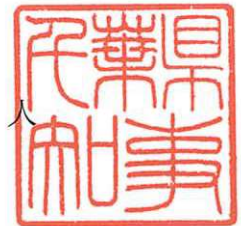
千葉県袖ヶ浦市長浦拓1号30-2
エコシステム千葉 株式会社
代表取締役 大池 秀和

令和7年4月23日 付けで申請のあった特別管理産業廃棄物収集運搬業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により下記のとおり許可す
る。

令和7年7月11日

千葉県知事 熊谷 俊 人

記



1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、エ 特定有害産業廃棄物（廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については指令書別紙1のとおりとする）

2 許可の有効期間

令和7年7月11日から令和12年5月23日まで

3 許可の条件

なし

4 注意事項

- (1) 許可証は、事務所又は事業所内の公衆の見やすい場所に掲示しておくこと。
- (2) 許可証を亡失又はき損したときは、直ちに届け出ること。

(教 示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

COPY

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
カドミウム又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
鉛又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
有機リン化合物	—	—	—	—	○	○	○
六価クロム化合物	—	—	—	—	○	○	○
砒素又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
シアン化合物	—	—	—	—	○	○	○
PCB	—	—	—	—	—	—	—
トリクロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
テトラクロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
ジクロロメタン	—	—	—	○	○	○	○
四塩化炭素	—	—	—	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	—	—	—	○	○	○	○
チウラム	—	—	—	—	○	○	○
シマジン	—	—	—	—	○	○	○
チオベンカルブ	—	—	—	—	○	○	○
ベンゼン	—	—	—	○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
ダイオキシン類	—	—	—	—	—	—	—
1, 4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—